

こ成母第381号  
令和5年12月28日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長  
( 公 印 省 略 )

「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正について

乳幼児に対する健康診査の実施に必要な健康診査受診票等については、平成10年4月8日付児母発第29号厚生省児童家庭局母子保健課長通知「乳幼児に対する健康診査について」（以下「通知」という。）においてお示ししているところです。

先般、「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針」（令和5年3月31日付子発0331第18号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙1のとおり「成育医療等基本方針に基づく評価指標」を策定いたしましたので、通知の別添5を別紙のとおり改め、令和6年4月1日から適用することとしました。

つきましては、管内市町村、関係団体等に対する周知を徹底いただくとともに、本通知の内容を参考にし、乳幼児に対する健康診査の適正かつ円滑な実施が図られるよう、御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。